（租税特別措置法施行令の一部改正）

第四条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「又は第二号の中央卸売市場とみなされた市場」を削り、同号を同項第三号とする。

第三十九条の二十六第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「又は第二号の中央卸売市場とみなされた市場」を削り、同号を同項第三号とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第三条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第七条第二号及び第三号の規定は、この政令の施行の日以後に関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告をする加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第三条第一項第二号に規定する指定乳製品等について適用し、同日前に当該申告をした当該指定乳製品等については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年一月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の七第二項第四号並びに第二十三条の十六第五項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二の次に次の三条を加える。

（法第二十三条の七第二項第四号の政令で定める国際約束）

第四十一条の三　法第二十三条の七第二項第四号の政令で定める国際約束は、環太平洋パートナーシップ協定とする。

（機構による外国にある登録認証機関に対する検査又は質問の範囲）

第四十一条の四　法第二十三条の十六第五項の政令で定める検査又は質問は、同条第二項第七号の規定による検査又は質問（専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器又は体外診断用医薬品に係る検査又は質問を除く。）とする。

（外国にある登録認証機関の事務所における検査に要する費用の負担）

第四十一条の五　法第二十三条の十六第六項の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一　法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため同号の職員（同条第五項の規定により機構に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員。次号において「検査職員」という。）が当該検査に係る事務所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当する費用

二　検査職員に同行する通訳人が前号に規定する所在地に出張をするのに要する旅費の額及び当該通訳人に支払うべき通訳料の額に相当する費用

2　前項第一号及び第二号の旅費の額並びに同号の通訳料の額の計算に関し必要な細目は、厚生労働省令で定める。

第四十二条中「法第二十三条の二の二十三第一項及び第六項の認証」を「法第二十三条の三の二第一項に規定する基準適合性認証」に改める。

附　則

この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年一月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第一号中「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同項第四号中「四十八万円」を「四十九万円」に改める。

附則第十一条の二の見出し中「課する」の下に「平成二十九年度及び平成三十年度における」を加え、同条中「当分の間」を「平成二十九年度及び平成三十年度における保険料の算定について」に、「の適用については」を「を適用する場合においては」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第四項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十八年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三